

8 林政産第 20 号

令和 8 年 4 月 15 日

木材産業関連団体の長 殿

林野庁木材産業課長

木材産業における燃料油や石油製品等の安定調達及び木製品の安定供給
に向けた対応について（依頼）

日頃より、林業・木材産業行政について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現下の中東情勢を踏まえ、政府においては、燃料油や石油製品等の供給について、備蓄放出や燃料油の激変緩和措置を含め、万全の体制をとっているところです。

一方で、中東情勢はいまだ予断を許さない状況にあることから、万一、燃料油や石油製品等の調達に支障が生じた場合には、農林水産省の「燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口」の活用をお願いいたします。

また、関係事業者の皆様におかれましては、石油関連の原材料の買占めなど原材料の需給の安定を損なう行為が行われることのないよう適切な対応をお願いするとともに、これらの動きに乗じた木製品の偏った供給などが行われることのないよう、適切に対応いただきますようお願いいたします。

今後、国民生活や関連産業に影響が生じることのないよう、貴団体におかれては、会員事業者への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

（担当）林野庁木材産業課：03-6744-2293

(参考)「燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口」について

1. 概要

政府においては、燃料油や石油製品等の供給について、備蓄放出や燃料油の激変緩和措置を含めて、万全の体制をとっているところですが、流通や取引の状況に影響が及ぶ場合に備えて、事業者の皆様からの情報を受け付ける相談窓口を設置します。

2. 相談の際に情報提供いただく内容

販売事業者名、契約状況（油種、数量、価格、契約期間等）、今後の調達見込みなど

3. 情報の取扱い

寄せられた情報について詳細をお聞きすることがございますのでメールに連絡先を記入願います。また、経済産業省と共有し、経済産業省において、石油連盟及び全国石油業共済協同組合連合会とも連携し、必要に応じて、情報の内容・取扱いについて、確認をさせていただく場合があります。

4. 相談窓口

林野庁林政課 rinya_rinsei★maff.go.jp

※ [★] を [@] に置き換えてください。